

結婚おうめ生活お祝い金交付要綱

1 目的

この要綱は、婚姻を機に青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）で新婚生活を開始し、引き続き市内で暮らしながら市での暮らしの魅力発信等を行う夫婦に対し、予算の範囲内で、結婚おうめ生活お祝い金（以下「お祝い金」という。）を交付することにより、婚姻後も引き続き市で「くらす」後押しをして地域への定着を促し、転出の抑制を図るとともに、市の活性化を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 令和4年4月1日以降に婚姻届が受理された夫婦であって、当該婚姻届が受理された日（以下「婚姻日」という。）時点または婚姻日から6月以内に、当該夫婦のいずれもが市内の同一の住宅に居住（以下「同居」という。）し住民登録されているものをいう。
- (2) 結婚おうめアンバサダー 市が行う移住・定住促進施策と連携し、自ら積極的に市での暮らしの魅力発信を行うものとして市に登録された新婚夫婦をいう。
- (3) 結婚おうめ生活 新婚夫婦が、同居開始日または婚姻日のうちいずれか遅い日（以下「基準日」という。）から3年以上継続して市に居住していることをいう。

3 結婚おうめアンバサダーの登録等

- (1) 結婚おうめアンバサダーとして登録を受けようとする新婚夫婦の代表者（以下「登録申請者」という。）は、基準日から6月以内（基準日が令和6年3月31日までの登録申請者にあつては、令和6年9月30日まで）に結婚おうめアンバサダー登録申請書（様式第1号）に戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があつたときは、その内容および登録申請者が結婚おうめアンバサダーとして適当と認められるものであるかを審査し、結果を登録申請者に通知するものとする。
- (3) 市長は、結婚おうめアンバサダーとして登録された者の名簿（以下

「アンバサダー名簿」という。)を作成し、適正に管理しなければならない。

4 登録内容の変更等

(1) 結婚おうめアンバサダーは、次のいずれかに該当するときは、結婚おうめアンバサダー登録(変更・辞退)承認届出書(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。ただし、次のアに該当する場合は、変更の内容がわかる書類を添えるものとする。

ア 登録内容に変更があったとき。

イ 登録を辞退しようとするとき。

(2) 市長は、前号に規定する届出があったときは、その内容を審査し、アンバサダー名簿の登録情報を変更または削除するものとする。

5 登録の取消し

市長は、結婚おうめアンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録内容に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請内容であったとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

6 お祝い金の交付対象者

お祝い金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する結婚おうめアンバサダーとする。

(1) お祝い金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)において、新婚夫婦のいずれもが結婚おうめ生活をしており、申請日から5年以上、市に定住する意思を持っていること。

(2) この要綱にもとづくお祝い金のほか、次に掲げる要綱により補助金等の交付を受けたことがないこと。

ア 令和4年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱(令和4年4月6日実施)

イ 令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業費補助金交付要綱(令和5年4月18日実施)

(3) 新婚夫婦のいずれにも市税等(国民健康保険税を含む。)の滞納がないこと。

(4) 新婚夫婦のいずれもが生活保護法(昭和25年法律第144号)の

規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。

(5) 新婚夫婦のいずれもが青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 新婚夫婦のいずれもが、日本人または出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(7) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

7 お祝い金の交付額

お祝い金の交付額は、2万2,000円に別表に掲げる加算分を合計した金額とする。

8 お祝い金の交付申請

お祝い金の交付を受けようとする結婚おうめアンバサダーの代表者（以下「交付申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、基準日から3年が経過した日から6月以内に結婚おうめ生活お祝い金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、第3号および第4号に掲げる書類については、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略するものとする。

(1) 誓約書兼同意書（様式第4号）

(2) 住民票の写し（新婚夫婦2人分の写しであって、続柄および戸籍の表示（新婚夫婦に日本人以外の者を含む場合は、国籍および在留資格）を記載したもの）

(3) 住宅を取得したことが分かる売買契約書等の写しおよび領収書の写し

(4) 事業参加報告書（様式第5号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

9 お祝い金の交付決定

市長は、前項に規定する申請があったときは、申請書および関係書類の内容を遅滞なく審査の上、お祝い金交付の可否を、結婚おうめ生活お祝い金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

10 お祝い金の交付請求および支払

(1) お祝い金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、結婚おうめ生活お祝い金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは速やかにお祝い金の交付を行うものとする。

11 決定の取消し

(1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、お祝い金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段によりお祝い金の交付決定を受けたとき。

イ 居住の実態がないことが明らかになったとき。

ウ お祝い金の交付申請の日から正当な理由なく5年以内に市外へ転出したとき。

エ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、結婚おうめ生活お祝い金交付決定取消等通知書（様式第8号）により、速やかに通知するものとする。

12 報告等の求め

(1) 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告または書類の提出（次号において「報告等」という。）を求めることができる。

(2) 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第7項関係）

区分	交 付 要 件	金額
1 おうめ 定着加算	申請日時時点で、新婚夫婦のどちらかまたは双方の名義の住宅を取得していること。ただし、移住支援金（市の区域外（福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村および奥多摩町を除く。）から市内へ転入し、市内に戸建て住宅等を取得するなどの条件を満たした者に交付する支援金をいう。）の交付を受けたものを除く。	10万円
2 なり手 担い手 応援加算	次のいずれかに該当すること。 (1) 新婚夫婦のいずれかが申請日時時点でコンシェルジュ（市へ移住を希望する者の移住に関しての相談体制および移住した者の定住に関しての支援を行う者をいう。）として登録されており、移住相談対応をしたことがあること。 (2) おもてなし事業（市への移住を検討する移住希望者に対し、市民（市内に住民登録がある者をいう。）が組織する団体が市の魅力を体験する場を提供する事業をいう。）の運営として地域イベントに参加したことがあること。	5万円
3 若者 応援加算	婚姻日時時点で39歳以下であること。	新婚夫婦のいずれかが該当する場合 3万円 新婚夫婦のいずれもが該当する場合 5万円